

政令番号316 ニトロベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.4E+0			1.4		1.2E+3	1,200.0	1,201.4
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	1.6E+0			1.6		1.7E+4	17,000.0	17,001.6
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県						8.6E+3	8,600.0	8,600.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	6.9E+1			69.0				69.0
23	愛知県						1.5E+4	15,000.0	15,000.0
24	三重県								
25	滋賀県						1.7E+3	1,700.0	1,700.0
26	京都府								
27	大阪府	1.9E+1			19.2		5.7E+3	5,715.6	5,734.8
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						9.3E+3	9,300.0	9,300.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	5.6E+2			560.0		5.1E+4	51,000.0	51,560.0
39	高知県								
40	福岡県						1.0E+5	104,000.0	104,000.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		6.5E+2			651.2		2.1E+5	213,515.6	214,166.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。